

第9 年金特別徴収関係帳票 A業務技術仕様書9

年金特別徴収関係帳票として以下の帳票を取り扱うこととする。

①非課税者年特停止通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・（以下「①停止通知」という）

9-1 業務スケジュール

(1) 帳票作成 の準備

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

業務工程の概略は下記のとおり

時期	内容
令和7年4月下旬	帳票様式の承認
令和7年5月中旬	印字テスト
令和7年6月5日頃	印字用データファイル提供
令和7年6月7日	納品

9-2 データ貸与

(1) 貸与データの仕様

各帳票データの仕様は「D 提供データ仕様書9」のとおりとする。

ファイル構成

No.	提供ファイル
1	非課税者年特還付送付先一覧.csv
2	非課税者年特還付対象者一覧_yyyymmdd_hhmmss.csv
3	未登録外字あり・桁オーバーリスト_非課税者年特還付送付先一覧

(2) データの提供時期

令和7年6月頃

(3) データの引渡し方法

ア 委託者は、帳票データ・外字ファイル等必要なデータを格納したDVD-Rを作成し、暗号化又はパスワードの設定を施したうえで提供するものとする。

なお、暗号又はパスワードの伝達方法については、委託者、受託者間で協議の上で決定するものとする。

イ 提供場所は、元目分庁舎2階市民税課において行うものとする。

ウ 受託者は、個人情報や機密情報の輸送に特化した安全性の高いセキュリティ便（プライバシーガード、セキュリティガード）などの輸送サービスを受託者の負担により手配し、データを受領するものとする。なお、提供場所から他の場所を経由することなく受託者の指定する場所へ運搬するよう手配すること。また、必要に応じて鍵付きのケース等に格納して運搬を行うよう手配すること。

ただし、委託者と協議の結果、高度な情報セキュリティ環境を維持できる通信サービスを別途利用する場合は、この限りではない。

例：総合行政ネットワーク（LGWAN）通信回線によるデータ伝送サービスなど

エ 各帳票の印字・発送等の業務が終了した場合、又は委託者が返還を要求した場合、速やかに貸与品を返還すること。上記ウのただし書きによる高度な情報セキュリティ環境を維持できる通信サービスを利用する場合は、各帳票の印字・発送等の業務が終了した場合、データを完全に消去し、個人情報の流出がないよう注意を図ること。

9-3 作業概要

(1) 帳票内容の印字

ア 「①停止通知」に、「D提供データ仕様書9」のデータから、「C帳票レイアウト仕様書9」の指示に従い、情報印字を行うこと。

イ カスタマーバーコードの印字あり。

ウ 事前に印字テストを行い、委託者の確認を得ること。テストにより修正の必要が生じた場合は、本番までに速やかに修正対応すること。なお、テストの実施方法は、委託者と受託者が協議の上で決定するものとする。

(2) 各種帳票・封筒の作製・印刷の詳細

「①停止通知」

項目	仕様
ア 様式・刷色	圧着ハガキ（V折り型4面）、1色
イ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の情報が見えないように模様加工等を施すこと ・第二種郵便物（通常はがき）の規格を満たすよう注意すること ・校了後、様式の原稿を編集可能なデータで提供すること

(3) 帳票の製本

帳票製本はしない。

(4) 帳票の引抜き

以下に該当するものは帳票を引抜き、リストを添えて別山で納品すること。

ア 「未登録外字あり・桁オーバーリスト_非課税者年特還付送付先一覧」ファイルに該当するもの

イ 委託者が別途、引抜き依頼をするもの

(5) 帳票の再印字

帳票の再印字は行わない。

(6) 帳票の封入・封緘

帳票の封入・封緘は行わない。

(7) 帳票の仕分・梱包

帳票は、宛名番号順に並べて梱包すること。

梱包箱には、「梱包数」及び「引抜き数」を記載すること。

なお、梱包に要する資材の費用は受託者の負担とする。

箱記載例

浜松市 非課税者年特停止通知	箱番号 1
梱包数 1, 500通	
引抜き数	2通

(8) 成果品の納品

成果品を令和7年6月7日までに元目分庁舎2階市民税課へ納品すること。ただし、不測の事態等により、期日までに成果品を納品することが困難となった場合は、納品日を委託者と受託者で協議の上決定できるものとする。

なお、成果品と併せて、以下を提出すること

- ア 印字された「①停止通知」の電子データ（PDF等）
- イ 納品通数を示した納品書

9-4 確認検査

(1) 成果品の検査

成果品の納品までに、次の検査を行う。

- ア 成果品は仕様に沿って作成されているか
- イ 誤った情報を印字していないか
- ウ 個人情報を取り扱う作業場等の管理状況は適切か
- エ 個人情報を含む帳票等の保管状況は適切か

(2) 追加検査・状況報告等

委託者が必要と認めた場合は、随時検査又は受託者に状況報告を求めることができるものとする。